

小郡市産後ケア事業業務委託契約書（案）

小郡市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）
とは、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 委託者は、次条に定める小郡市産後ケア事業に係る業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

（業務内容）

第2条 委託者は、ショートステイ、デイサービス及び母乳育児相談に係る産後ケア事業に関する業務を別表1のとおり受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

2 産後ケア事業の内容は、次の各号について行うものとする。

- （1）産婦の母体管理及び生活面の保健指導に関すること
- （2）乳房管理に関すること
- （3）産婦の心理面のケア
- （4）沐浴や授乳等の育児指導に関すること
- （5）乳児の発育・発達等に関する相談及び指導に関すること
- （6）在宅における子育てや生活に関する相談及び指導に関すること
- （7）その他必要とする保健指導

（委託料）

第3条 委託者は、業務の対価として各月ごとに別表2に定める額に実施人数を乗じた額を業務委託料として受託者に支払う。

（委託料の請求）

第4条 受託者は、業務を実施した月の翌月10日までに小郡市産後ケア事業実施報告書と請求書を受託者に提出するものとする。

（委託料の支払）

第5条 委託者は、前条の規定により委託料の請求があったときは、当該請求書を審査の上、請求のあった日より30日以内に受託者に支払うものとする。

（書類の閲覧及び報告）

第6条 委託者は、受託者が行った業務に関する記録、帳簿、書類その他のものを必要に

応じて閲覧し、又は受託者に対し報告を求めることができるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 受託者は、この契約により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後及び解除後も同様とする。

2 受託者は、当該業務を実施するにあたって、個人情報の漏えいの防止、その他個人情報の保護に関して、小郡市個人情報保護条例に基づき責務を負う。

(暴力団関与の場合の解除権)

第8条 委託者は、福岡県警察からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、請負代金額の1

0 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 第 1 項第 1 号から第 8 号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(契約の期間)

第 9 条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。

(協議事項)

第 1 0 条 この契約に定めるもののほか、この契約を実施するために必要な事項は、その都度、委託者・受託者協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、委託者・受託者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 福岡県小郡市

代表者 小郡市長 加 地 良 光

受託者

別表 1

産後ケア実施施設一覧表

施設名	住 所	受託業務		
		ショートステイ	デイサービス	母乳育児相談
医療法人牛嶋産婦人科クリニック	小郡市小板井 4 9 4 番地 1			○
医療法人さとう産婦人科	小郡市津古 1 2 1 0 番地			○
松隈産婦人科クリニック	小郡市小郡 1 5 0 4 番地 8			○
産前産後サポートセンター 心ゆるり	小郡市乙隈 5 0 6 番地 3	○	○	○
おがた助産院	小郡市小板井 3 9 1 番地 5		○	○
助産院マミーマンマ	小郡市三国が丘 2 丁目 1 1 1 番地		○	○

別表 2

委託料

事業	世帯課税状況	委託料単価（消費税及び地方消費税を含む。）	
		母子	多胎児加算（１人につき）
ショートステイ （１泊２日）	市民税課税世帯	２０，０００円 利用者の自己負担金は ７，０００円とする。	１０，０００円 利用者の自己負担金は ３，５００円とする。
	市民税非課税世帯 又は生活保護世帯	２５，５００円 利用者の自己負担金は １，５００円とする。	１２，７５０円 利用者の自己負担金は ７５０円とする。
デイサービス （１日）	市民税課税世帯	７，８００円 利用者の自己負担金は ３，０００円とする。	３，９００円 利用者の自己負担金は １，５００円とする。
	市民税非課税世帯 又は生活保護世帯	１０，３００円 利用者の自己負担金は ５００円とする。	５，１５０円 利用者の自己負担金は ２５０円とする。
母乳育児相談 （１回）	—	４，５００円 利用者の自己負担金は 無料とする。	—